

## 神戸女学院大学スタッフ・ディベロップメント（SD）、 ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する基本方針

神戸女学院大学では、スタッフ・ディベロップメント（以下、SD）、ファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）に関する基本方針を下記のとおり定めています。

### 記

#### 1. SD

##### （1）SDの定義

建学の精神や教育の理念に基づく、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得し、能力及び資質を向上させるための組織的な機会を設ける。

##### （2）SDの実施計画

###### A) 研修会の実施

年に1回以上、研修の機会を設ける。対象は本学教職員とし、内容によりFDと連携した取り組みとする場合がある。

###### B) 学外研修参加の支援

業務に関連した知識や技能を習得することを目的とする学外研修等の機会において、所属長が承認する場合、予算の範囲内において参加費等の補助を行い、自己研鑽の取り組みを支援する。

#### 2. FD

##### （1）FDの定義

教員の教育力向上を図るため、授業の内容及び方法の改善を図ることを目的とした組織的な研修及び研究を実施する。

##### （2）FDの実施計画

###### A) 研修会等の実施

年に1回以上、研修会（各学科・研究科で行うものを含む）等の機会を設ける。対象は主に本学教員とし、内容によりSDと連携した取り組みとする場合がある。

###### B) 学外研修参加の支援

学長室が案内する他機関によるFD研修に参加する者の参加費等については、学部長会の承認を得て、学長裁量経費より補助を行い、自己研鑽の取り組みを支援するものとする。

###### C) その他

教育・研究業績報告書の公表や授業紹介等の機会を設け、教員の質の向上に努めるとともに、学生へ各種アンケートを実施し、教育の質の向上や学修成果の可視化に努めるものとする。

#### 3. その他

- ・ 本学基本方針（[https://www.kobe-c.ac.jp/about/kokai/basic\\_policy/](https://www.kobe-c.ac.jp/about/kokai/basic_policy/)）
- ・ 平成28年文部科学省令第18号によりSDが義務化

以上